

議案第 15 号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 6 月 25 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会

会長 相川宗一

項目	補助金、交付金等の取扱い
補助金、交付金等は、原則としてさいたま市に統一する。 なお、岩槻市のみの補助金、交付金等は、実情を考慮し調整する。	

備考		
補助金、交付金等の件数		平成 16 年 4 月 1 日現在
区分	さいたま市	岩槻市
両市に共通するもの	184 件	
それぞれの市にあるもの	453 件	157 件
計	637 件	341 件

資料

主な補助金

区分	さいたま市	岩槻市
自治会連合会（自治会会长会）運営補助金	(1)市自治会連合会 500,000円 (2)区自治会連合会 均等割：1区 500,000円 自治会割：10,000円× 加入自治会数	913,000円
防犯協会補助金	11,327,000円 (1,058,553人×10.7円)	2,799,000円 (111,926人×25円)
交通安全協会補助金	4,275,000円 (855,000円×5署)	1,355,000円
老人クラブ連合会補助金	9,284,350円	700,000円
幼稚園就園奨励金補助金 〔私立幼稚園〕	第1子 56,500～137,700円 第2子 147,000～196,000円 第3子 237,000～253,000円	第1子 9,000～137,700円 第2子 9,000～196,000円 第3子 9,000～253,000円
子ども会育成連絡協議会 (連合子ども会)補助金	2,709,000円	608,000円
体育指導委員連絡協議会 補助金	2,850,000円	292,000円
レクリエーション協会 補助金	4,320,000円	1,423,000円
岩槻市観光ボランティア ガイド会補助金	————	100,000円
人形のまち岩槻流しひな 事業補助金	————	350,000円
伝統産業育成事業補助金	————	500,000円